

# 利根川栗橋流域水防事務組合職員定数条例

昭和39年 3月23日  
水防組合条例第 2号  
改正 平成 9年10月13日  
水防組合条例第 4号  
改正 平成22年 2月17日  
水防組合条例第 1号  
改正 平成22年 2月17日  
水防組合条例第 3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項の規定に基づき、管理者、議会及び監査委員並びに公平委員会の職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員
- (2) 議会の事務部局の職員
- (3) 監査委員の事務部局の職員
- (4) 公平委員会の事務部局の職員

(職員の定数の配分)

第3条 前条各号に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、昭和39年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。